

適用日と経過措置

安全設備毎の対象船舶への設置適用日と経過措置期間は下記の通りとなります。
 所有船舶の安全設備設置の適用日と経過措置内容を確認してください。

※補助対象外の遊漁船は除く

安全設備	対象船舶		義務化適用日			経過措置(設置猶予期間)
			令和4年 11月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日	
改良型救命いかだ 等	旅客船※1			○		最初の定期検査までに設置
	事業船※2				○	
業務用無線設備又 は衛星電話	旅客 船	許可船※3	○ (措置済)			業務用無線設備に変更する場 合は令和5年5月31日まで
		許可船以外		○		最初の間接検査又は定期検査 までに設置
	事業船				○	
非常用位置等発信 装置	旅客船			○		最初の定期検査までに設置
	事業船				○	

※1:旅客船 = 旅客定員13名以上の船舶

※2:事業船 = 旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3:許可船 = 海上運送法における一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を受けた船舶